

5 輸 国 第 4471 号

関税割当公表第68号

令和 6 年度の麦芽の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 6 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 麦芽（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1 第1107.10号及び第1107.20号に規定するもの）

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 令和 7 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第13に規定する違反等事項該当者に当たらない者であって、次の 1 又は 2 のいずれかの要件に該当する者

1 ビール、発泡酒及びウイスキー（以下「ビール等」という。）原料用

(1) 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条の規定に基づき、ビール等の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）のうち、国税庁長官が交付する「麦芽関税割当申請限度内示書（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（様式編）の制定について（法令解釈通達）（平成17年8月25日課酒

1-66ほか1課共同)に定める様式により、国税庁長官に交付申請を行い、交付されたもの。以下「内示書」という。)」の交付を受けた者

- (2) 酒類製造者に対して輸入麦芽を販売することが確実と認められる輸入業者等の事業者であって、内示書の交付を受けた者

2 その他用

- (1) ビール等原料用以外の用途に供するための麦芽の使用を事業目的とする法人又は麦芽を使用することが確実と認められる個人事業者(以下「その他製造者」という。)であることについて、申請者が法人にあっては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出することができる者
- (2) (1)のその他製造者に対して輸入麦芽を販売することを事業目的とする法人又は輸入麦芽を販売することが確実と認められる個人事業者(以下「その他販売者」という。)であることについて、申請者が法人にあっては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出することができる者

第3 割当基準

1 ビール等原料用

申請者に対する割当数量は、内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量とする。

2 その他用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された使用実績数量、使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課(以下「受付・交付担当課」という。)

1 ビール等原料用

農林水産省輸出・国際局国際経済課

2 その他用

農林水産省農産局穀物課

第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) ビール等原料用

内示書の交付の日から起算して14日以内

(2) その他用

次に掲げる期間とする。

ただし、イからカまでに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和6年4月1日（月）から同年4月9日（火）まで

イ 令和6年6月3日（月）から同年6月5日（水）まで

ウ 令和6年8月1日（木）から同年8月5日（月）まで

エ 令和6年10月1日（火）から同年10月3日（木）まで

オ 令和6年12月2日（月）から同年12月4日（水）まで

カ 令和7年2月3日（月）から同年2月5日（水）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

ただし、第7の2の場合の各提出期間の最終日に限り、午後3時まで

第6 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

2 関税割当申請書に添付すべき書類

(1) ビール等原料用

内示書

(2) その他用

次に掲げる書類とする。

ア 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、令和5年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

イ 麦芽使用計画数量等一覧表（別記様式1）

ウ 輸入麦芽の必要数量の根拠に関する資料

エ その他販売者の場合は、その他製造者（販売先）ごとの輸入希望数量（別記様式2-1）及び輸入希望数量一覧（別記様式2-2）

原則として、エに記載の販売先以外への販売は認めない。

ただし、エの提出後にやむを得ない理由によりエに記載の販売先を変更する場合は、販売先の変更を必要とする理由について、受付・交付担当課へ事前に相談するものとし、変更後は、変更後のエを受付・交付担当課に速やかに提出するものとする。

第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1又は2のいずれかの方法により提出することができる。

ただし、1の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、1及び2のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当

証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第5の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

(ビール等原料用)

農林水産省輸出・国際局国際経済課 麦芽担当者宛

(その他用)

農林水産省農産局穀物課 麦芽担当者宛

2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

(ビール等原料用)

kanwari_kokusai01@maff.go.jp

(その他用)

mugi@maff.go.jp

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類

第2の2に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に掲げる書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す

書類（別記様式3）を提出するものとする。

ただし、第6の3に掲げる書類のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第10 報告等

1 次の(1)及び(2)の書類の提出方法は、第7の1又は2のいずれかに準ずるものとする。

(1) 第2の2の(1)のその他製造者として割当てを受けた者は、やむを得ない理由により、輸入麦芽を販売（譲渡）しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとし、販売（譲渡）後は、令和7年3月31日までに輸入麦芽が当該製造者から当該製造者以外のその他製造者に販売（譲渡）されたことが確認できる販売（譲渡）実績一覧（別記様式4）と併せて、輸入麦芽の販売（譲渡）が必要となった理由書（任意様式）を受付・交付担当課に1部提出するものとする。

(2) 第2の2の(2)のその他販売者として割当てを受けた者は、令和7年3月31日までに輸入麦芽が第6の3の(4)に定める別記様式2-1及び2-2に記載のその他製造者に販売（譲渡）されたことが確認できる販売（譲渡）実績一覧（別記様式4）を受付・交付担当課に1部提出するものとする。

2 割当てを受けた者は、関税割当に関する法令若しくは本公表の定めに違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当に関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（又は名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報は、1の目的を除くほか、行政機関

の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第6に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の交付に関する業務以外には使用しない。

第12 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書（裏面）の残存数量（以下「残存数量」という。）について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」（別記様式5）
- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当

申請書」及び「証明書再交付申請理由書」（記載要領別記様式第1）

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なもの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第14 その他

農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。
(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)